

東京都板橋区大山金井町56番9号 TMビル3階
大山町ピッコロ・スクエア周辺地区市街地再開発組合
理事長 石川 政和

権利変換の処分（公告）

東京都市計画事業大山町ピッコロ・スクエア周辺地区第一種市街地再開発事業の施行地区内において、令和8年7月23日付8都市整再第356号により東京都知事の認可を受けた権利変換計画に基づき、都市再開発法第86条の規定により下記のように権利変換の処分の公告をします。

記

1 事業の名称

東京都市計画事業 大山町ピッコロ・スクエア周辺地区第一種市街地再開発事業

2 施行者の名称

大山町ピッコロ・スクエア周辺地区市街地再開発組合

3 事務所の所在地

東京都板橋区大山金井町56番9号 TMビル3階

4 権利変換計画に係る施行地区又は工区に含まれる地域の名称

大山町ピッコロ・スクエア周辺地区

5 権利変換計画の認可を受けた年月日

令和8年7月23日

6 権利変換期日

令和8年7月31日

以上